

入院時食事療養費に関わる自己負担

(令和8年6月1日より)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
一般	一般	550円	
		(例外1) 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童者	330円
		(例外2) 精神病床入院患者	260円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ(※2)	130円	

※1 低所得者Ⅱ:①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ:①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに

0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給者

入院時食事療養費に関わる自己負担

(令和8年6月1日より)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
一般	一般	550円	
		(例外1)指定難病患者・小児慢性特定疾病児童者	330円
		(例外2)精神病床入院患者	260円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ(※2)	160円	
該当あり(※3)	低所得者Ⅰ(※2)	130円	
65歳以上で回復期病棟の対象者以外(療養病棟Ⅰ区分)に該当する方は、食費以外に居住費として1日430円の負担が掛かります。			

※1 低所得者Ⅱ:①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ:①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給者

※3 療養病棟入院基本料の医療区分2・3を算定している患者、回復期リハビリテーション病棟入院基本料を算定している患者が対象